～町からお知らせ～

「是正申し入れ」に対する議長からの回答について

大町町議会において、職員に対する「威圧やパワハラ」のほか、本会議等で繰り返される一部議員の言動に対し、令和5年から昨年までの3か年で、5度にわたり「お願い・要請・抗議」により訴えてきましたが、残念ながら改善されず、この度、議長に対し、品位の尊重、議事妨害の禁止、議場の秩序保持等法令順守を求める「是正申入れ」を令和8年3月17日付文書をもって行いました。

これを受け、議長から「地方自治法」及び大町町議会の最高規範である「議会基本条例及び会議規則」等に基づき、次のとおり回答がありましたので報告します。（令和8年3月31日付）

なお、議長への「是正申入れ」の内容につきましては、「町報」令和8年5月号において掲載しています。

◇　◇

■三谷英史議員の不規則発言（野次）に係る会議録整理及び大町町議会規則に定める議員の品位の尊重、議事妨害の禁止、議長の秩序保持権による議場の秩序の保持を求める申入書

【回答】

1．会議録の整理について

不規則発言のうち、議場の秩序を乱し、または他者の名誉を毀損するおそれのある発言については、大町町議会会議規則に基づき、議長において精査いたします。発言の取り消しや会議録の修正が必要と判断される場合には、速やかに適切な措置を講じ、正確かつ品位を保った会議録の調製に努めます。

2．議員の品位尊重及び議事妨害の禁止の徹底について

今回の申し入れを受け、大町町議会会議規則第101条（品位の尊重）及び第103条（議事妨害の禁止）に基づく内容を改めて全議員に周知いたしました。会議規則に関する議員の自覚認識を図り、他者の発言を尊重し、建設的な議論を行うよう、議員間協議を通じて議員に対し指導してまいります。

3．議長の秩序保持権の適正な行使について

地方自治法第129条に定められた議長の職責に基づき、議場において不適切な言動や不規則発言が認められる場合には、速やかに制止、発言の取消し、さらには退場命令を含む毅然とした対応を行い、神聖なる議場の秩序保持に万全を期してまいります。

◇　◇

■早田康成議員の事実誤認発言に対する訂正要求及び会議録整理及び法令に基づく質疑における要望・批評等意見の抑止徹底を求める申入書

【回答】

1．事実誤認発言への対応及び会議録の整理

ご指摘のあった議案質疑について精査したところ、事実と異なる発言を確認いたしました。当該議員に対しては、事実誤認を認め、速やかに発言を訂正するよう求めました。あわせて、会議規則に基づき、会議録の正誤修正等の適切な措置を講じてまいります。

2．議案質疑におけるルールの厳格化（要望・批評の抑止）

議案質疑は、提出された議案の不明確な点を明らかにするために説明を求める場であり、自己の意見や批評を述べることは認められておりません。

今後は、質疑が要望や批判、または議案の本旨を逸脱した意見陳述に及んだ場合、議長として直ちに発言を制止し、必要に応じて発言の取り消しを命じるなど、議事運営の適正化を徹底してまいります。

3．再発防止に向けた取り組み

議員一人ひとりが議事ルールの重要性を再認識し、議事ルールの遵守並びに根拠に基づいた責任ある発言を行うよう、改めて全議員に周知徹底を図ります。二元代表制の円滑な機能維持に向け、規律ある議会運営に努めてまいる所存です。

お知らせ

大町町議会本会議を動画配信！

議会の様子を「大町町公式ホームページ」で、動画配信します。

いつでも、必要な時にご覧いただけます。正確な情報、事実の確認等のため、ぜひご活用ください。パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末でもご視聴いただけます。ぜひご覧ください。

詳しくは▶ 企画政策課　☎82-3112　こちらから▶

令和8年熊本地震義援金の受け付け

大町町内に募金箱を設置しました。皆様のご協力をお願いします。

■設置場所

・役場会計課窓口
・総合福祉保健センター 美郷
・町公民館
・大町ふるさと館
・老人福祉センターひじり

■設置期間

令和9年3月31日(水)まで